

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度 請第3309号

大正9号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

東洋シャッター(株)

3 随意契約理由

本工事は、大正9号上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッター調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、東洋シャッター(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築)

(平成30年3月28日 契約事務審査委員会審査済み)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 請第 3319 号

E-1 号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

東洋シャッター(株)

3 随意契約理由

本工事は、E-1 号上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッター調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、東洋シャッター(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築)

(平成 30 年 3 月 28 日 契約事務審査委員会審査済み)